

BBIQライト訪問サポートサービス利用規約

(2022年8月)

株式会社QTnet

第1条（「BBIQライト訪問サポートサービス」の提供）

株式会社QNet（以下「当社」といいます。）は、「BBIQライト訪問サポートサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「BBIQライト訪問サポートサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは、当社が西日本電信電話株式会社へ業務委託して提供するものです。

第2条（本規約の範囲・変更）

- 1 当社が、必要に応じて契約者（本規約により、当社から本サービスの提供を受けるための契約を当社と締結している者をいいます。以下同じとします。）に通知又は当社のホームページ等にて公表する本サービスの利用に関する取り決めは、本規約の一部を構成するものとします。
- 2 当社は、この規約を変更する場合は、変更後の規約の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- 3 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

第3条（提供するサービス）

- 1 本サービスには、次の種類があります。

タイプ	本サービスの提供の時期
タイプ1 (セットアップサービス)	BBIQライトについて、その設置又は提供の形態による品目変更に係る工事と同時に提供するもの
タイプ2 (訪問サポートサービス)	BBIQライトについて、その設置又は提供の形態による品目変更に係る工事の完了以降に提供するもの。

- 2 当社は、本サービスについて、それぞれ別紙1に定めるインターネット接続のための設定作業、パソコン周辺機器等（以下「サービス対象機器等」といいます。）を利用するための設定作業又はその他設定作業（あわせて以下「設定作業等」といいます。）を実施します。
- 3 当社は、本契約の申込みをする契約者が利用しているBBIQライトの提供区域において提供します。次表に定める期間及び時間帯において、本サービスを提供します。

タイプ	本サービスの提供期間及び時間帯
タイプ1 (セットアップサービス)	BBIQライトの設置又は提供の形態による品目変更に係る工事の期間及び時間帯
タイプ2 (訪問サポートサービス)	オンサイトサポートを9:00～17:00（年中無休）の間、提供します。

第4条（契約の単位）

当社は、1のBBIQライト契約につき、1の本契約を締結します。

第5条（契約の申込）

契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限ります。本サービスを申込みときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂きます。

- 1 本サービスに係る契約者回線等番号
- 2 その他申込みの内容を特定するための事項

第6条（契約申込の承諾）

- 1 当社は、前条に定める契約の申込みがあったときは、これを審査した上で承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当すると当社が認めた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が実在しないとき又はその恐れがあるとき。
 - (3) 申込みの際に当社に届け出た事項に虚偽があるとき。
 - (4) 申込者が、当社が提供するその他サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り又は怠る恐れがあるとき。
 - (5) その他、当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第7条（申込内容の変更）

- 1 契約者は、第5条（契約の申込）に基づき当社に申込みした本サービスの提供希望日時、設定作業等の内容又はサービス対象機器等の変更等がある場合については、当社所定の手続きに従って、速やかに当社に通知して頂きます。ただし、タイプ1に係る本契約の提供希望日時の変更については、その契約者回線の設置又は提供の形態による細目の変更の工事日時の変更に伴うものに限り、当社は承諾します。
- 2 当社は、契約者から申込み内容の変更の通知を受けたときは、前条の規定に従って取り扱います。その場合、当社は、当初の申込み内容に基づき当社が承諾した本サービスの提供予定日時又は提供料金等の全ての契約内容の継承を保証するものではありません。
- 3 契約者は、タイプ2に係る本契約について、第1項に定める当社への通知を本サービスの提供予定日の前日以降に行ったときは、本サービスの提供予定日の変更を伴う場合又はタイプ2に係る本サービスからタイプ1に係る本サービスへの変更が発生する場合に限り、申込内容の変更に係る費用として、別紙2に定める基本作業費と同額の費用を支払って頂きます。

第8条（契約者が行う本契約の解除）

- 1 契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社所定の手続きに従い、速やかに当社に通知して頂きます。
- 2 契約者は、タイプ2に係る本契約について、その本契約の解除に係る前項に定める当社への通知を本サービスの提供予定日の前日以降に行ったときは、本契約の解除に係る費用として、別紙2に定める基本作業費と同額の費用を支払って頂きます。

第9条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

第10条（本契約の終了）

- 1 本契約は、契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電氣的操作による確認作業を含みます。）ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した時点で、終了するものとします。
- 2 当社は、第13条（除外事項）の規定に基づき当社が本サービスの提供を行わないと判断する事実が解消されない又は解消の見込みが無いと判断した場合は、契約者に対してその旨を通知し、その本契約を解除することがあります。

第11条（本サービスの提供条件）

当社は、本契約の申込みを行う者又は契約者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

- (1) サービス対象機器等が、本契約に係る契約者回線に接続又は関連して利用されること。
- (2) 前項に定める契約者回線が、本契約に係る当社の設定作業等の実施以前又は同時に開通していること。
- (3) 当社が契約者を訪問した際にサービス対象機器等の設置場所まで案内し設定作業等へ立ち会うこと。
- (4) 当社の設定作業等の実施の時点で、インターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。
- (5) 当社の設定作業等の実施の時点で、設定作業等を実施する場所にサービス対象機器等が用意されており、設定作業等に必要なIDやパスワード等の設定情報及びドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
- (6) サービス対象機器等及び設定作業等に必要ソフトウェア等が、日本国内において市販又は配布されたものであり、且つそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。
- (7) 当社の設定作業等の実施の時点で、契約者が、そのサービス対象機器等の正規のライセンス及びプロダクトIDを保有していること。
- (8) 当社の設定作業等の実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア若しくはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、サービス対象機器等へのインストールを承諾すること。
- (9) 当社の設定作業等の実施の際に、契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること。

第12条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

- (1) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) サービス対象機器等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。ただし、別紙1に定めるメニューのうち、サービス対象機器等に記憶された情報の複製を行うメニューを利用する場合はその限りではありません。
- (4) サービス対象機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第13条（除外事項）

- 1 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。
 - (1) 第11条（本サービスの提供条件）のいずれかの項目をみたさない場合。
 - (2) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、当社の設定作業等の実施が困難となる場合。
 - (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の補助となる作業を当社に要求する場合。

- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。
- 2 契約者は、前項の規定により当社が本サービスの提供を行わない場合についても、別紙2に定める基本作業費と同額の費用の支払いを要します。

第14条 (免責事項)

- 1 当社は、本サービスの提供をもって、インターネットへの接続、メールの送受信、パソコン周辺機器の利用、ウイルスの完全な発見及びその駆除、ソフトウェア（ドライバソフトウェア及びファームウェア等を含みます。）の完全なインストール、アップグレード、アンインストール又は契約者のデータの完全なバックアップ 及びその移行等を保証するものではありません。
- 2 当社は、契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電氣的操作による確認作業を含みます。）ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した後は、当社の設定した内容等を保証しません。

第15条 (責任の制限)

当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。ただし、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

第16条 (料金並びにその支払義務及び支払方法)

- 1 契約者は、その本契約に基づいて提供を受けた設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。
- 2 当社は本サービスの提供の完了後、契約者に対して該当する基本料金と技術費を合計した料金額（以下「請求金額」といいます。）を請求します。
- 3 契約者は、当社より請求された請求金額を、当社が定める期日までに、当社又は当社が指定する金融機関等において支払って頂きます。
- 4 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 5 契約者は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。
- 6 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税及び地方消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を割増金として支払って頂きます。
- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 8 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金の一部または全部を減免することがあります。その場合、当社のホームページに公表する等の方法により、その旨を周知します。

第17条 (営業活動の禁止)

契約者は、有償、無償を問わず、営業活動若しくは営利を目的とした利用、第三者への付加価値サービスの提供又はその準備を目的として本サービスの利用を行うことはできません。

第18条 (著作権等)

- 1 当社が、本サービスを提供するに当たって、契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア及び取扱マニュアル等を含みます。以下同じとします。）に関する著作権、著作人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権その他の権利は、特段の規定の無い限り、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。
- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 当社が供給する一切の物品の複製、改変又は編集などを行わないこと。
 - (3) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第19条 (個人情報の取扱い)

- 1 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その契約事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が設定作業等の過程で取得したID、パスワード及びメールアドレス等の情報については、別に契約者に同意を得たものを除き、設定作業等終了の時点で直ちに廃棄するものとします。
- 3 当社は、以下の各号に該当する場合には、その契約者の氏名及び住所等を一切の責任を負うことなく、第三者に開示又は提供できるものとします。
- (1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合
 - (2) 開示又は提供につき、お客さまの同意を得た場合

(3) お客さまに対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合

(4) 本サービスの提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合

第20条 (法令に規定する事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第21条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第22条 (紛争の解決)

本規約に関する紛争は、福岡地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(実施期日)

- 1 この規定は、2021年1月18日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2022年8月1日から実施します。
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、「きゅうでん光」を「BBIQライト」に名称変更することとします。

【別紙1】本サービスの内容及び技術費

メニュー名	タイプ1	タイプ2	作業内容	課金単位	技術費
インターネット 接続設定	○	○	ブロードバンドルーターへのプロバイダー情報 (ID、PASS) の設定、設置済みパソコンに対するホームページ閲覧のためのブラウザ設定、メール送受信のためのメーラー設定	ルーター・PC1 セット	3,000 円※1 (税込額 3,300 円)
開梱設置 設定	○	○	パソコンの開梱・設置または OS の初期設定 (OS のアカウント初期設定等を含む)	PC1 台	3,700 円※1 (税込額 4,070 円)
ルーター詳細設定	○	○	ブロードバンドルーターへのプロバイダー情報 (ID、PASS) の設定	ルーター1 台	2,000 円※1 (税込額 2,200 円)
Wi-Fi 設定	○	○	Wi-Fi 端末における Wi-Fi 設定 【対象機器】 無線 LAN 内蔵 PC、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機、プリンター	機器 1 台	900 円 (税込額 990 円)
追加 PC 設定	○	○	設置済みパソコンに対するホームページ閲覧のためのブラウザ設定、メール送受信のためのメーラー設定	PC1 台	2,000 円※1 (税込額 2,200 円)
プリンター設置設定	○	○	・プリンターの開梱、設置、並びにパソコン (1 台) への接続、設定 ・ドライバーのインストール	プリンター1 台	4,400 円※1 (税込額 4,840 円)
各種アプリケーション設定	○	○	・スマートフォン/タブレット向けアプリケーションのインストール及び簡易設定 下記アプリケーションに限る スマホ de ひかり電話アプリ (agephone, livyTalk 等) ・プリンタ共有設定 共有側: プリンタを接続したパソコンにおけるプリンタの共有設定 アクセス側: 共有設定されたプリンタ側のドライバのインストール及び設定	1 アプリケーションまたは 1 共有設定	3,500 円※1 (税込額 3,850 円)
その他機器設定	○	○	機器の開梱、設置及びドライバーのインストール 【対象機器】 ゲーム機、HUB、STB 設定、PLC、Web カメラ&ヘッドセット設定、LAN ボード設定	機器 1 台※PLC は親機と子機の 1 セット	3,500 円※1 (税込額 3,850 円)
操作説明	—	○	インターネット (ブラウザ)、メール、パソコン、プリンター、デジカメ等の使い方の説明	30 分毎	3,500 円 (税込額 3,850 円)
ウイルスソフトインストール	—	○	各ソフトウェアの要求スペックとお客さま環境の確認、ウイルス対策製品設定 (インストール、設定、定義ファイル更新)、ブラウザ・メールソフトの動作確認 【対象ソフト】 McAfee 社 ・ウイルススキャン 2005 以降 ・ウイルススキャンプラス 2007 以降 ・ウイルススキャンもしくはウイルススキャンプラスを同梱する次の製品 (インターネットセキュリティスイート、トータルプロテクション、パソコンセキュリティスイート、パソコンプロテクションプラス、Web エッセンシャルスイート) Symantec 社 ・Norton Internet Security 2005 以降 ・Norton Anti Virus 2005 以降 TrendMicro 社 ・ウイルスバスター 2006 以降 ※ダウンロード販売型の場合は、事前に購入しておいていただく必要があります	1 ソフト	7,000 円 (税込額 7,700 円)
050 I P 電話設定	—	○	050IP 電話の内線設定	機器 1 台	2,000 円 (税込額 2,200 円)
LAN カード 設定	—	○	ドライバーのインストール・無線 LAN カードの接続設定	PC 1 台	(税込額 3,190 円)
Windows リカバリー	—	○	パソコンを初期出荷状態にリカバリー、初期設定	PC 1 台	10,500 円 (税込額 11,550 円)

					円)
Windows アップデート	-	○	パソコンのOS アップデート (サービスパック、重要な更新等)	PC 1 台	7,000 円 (税込額 7,700 円)
ドライバー・ファームウェアアップデート	-	○	周辺機器のドライバーやファームウェアのアップデート	機器 1 台	3,500 円 (税込額 3,850 円)
ウイルススキャン駆除	-	○	インストール済みウイルス対策ソフトを利用したウイルスチェック 及びウイルス駆除	PC 1 台	6,500 円 (税込額 7,150 円)
Windows アップグレード、初期設定	-	○	パソコンのOS のアップグレード、初期設定	PC 1 台	12,000 円 (税込額 13,200 円)
バックアップ	-	○	パソコン内蔵・外付けドライブ、NAS にあるデータのバックアップ 【バックアップメディア】 お客さまで用意した CD、DVD やブルーレイ等の光ディスク	4.7G バイト毎	5,500 円 (税込額 6,050 円)
データ移行	-	○	バックアップしたデータをパソコン内蔵・外付けドライブ、NAS に移行	4.7G バイト毎	6,000 円 (税込額 6,600 円)

※1 Wi-Fi による接続を行う場合は「Wi-Fi 子機設定 (990 円)」が必要です。

【別紙2】本サービスの料金

1. 基本料金

項目	対象・単位	課金単位	料金
基本作業費※	本契約の1派遣ごとに課金します。	派遣	4,500 円 (税込額 4,950 円)
状況診断費※	本契約ごとに課金します。	契約	1,500 円 (税込額 1,650 円)
基本作業加算額	本契約における基本作業費を除くメニュー (状況診断費を含む) の料金額の合計が31,900 円をこえた場合に、31,900 円ごとに加算	契約	3,500 円 (税込額 3,850 円)
交通費	本規約第3条 (提供するサービス) 第3項に定める本サービスの提供区域内であって離島 (本州及び九州、四国、沖縄本島を離れる島) においてタイプ2 に係る本サービスの提供を行う場合に課金する場合があります。	派遣	実費

※タイプ1 (セットアップサービス) の場合は不要

(注) 当社は、第5条 (契約の申込) に基づき当社に申込みを行った本サービスの提供希望日時、設定作業等の内容又はサービス対象機器等の内容により、本規約第16条 (料金並びにその支払義務及び支払方法) 第1項の規定にかかわらず、【別紙2】本サービスの料金1. 基本料金の支払を要しない場合があります。この場合において、予め契約者に対しその旨通知するものとします。

2. 技術費

【別紙1】に定める料金